

つくば市未来共創プロジェクト事業実施要項

問合せ・事前相談先

つくば市 政策イノベーション部 科学技術戦略課

(令和7年6月改定)

つくば市未来共創プロジェクト事業実施要項

1 趣旨

この要項は、つくば市未来共創プロジェクト事業（以下「未来共創」という。）の必要な事項について定めるものである。

なお、未来共創では、つくば市の課題解決に資する未来技術（AIや自動運転、ドローン、ビックデータ、サイバーセキュリティ、IoT、ネットワーク、コンピューティング、ロボティクス等をいう。）の本市をフィールドとした実証実験の提案を受け付け、採択した提案に対して、つくば市が協力を行う。

2 目的

未来共創は、つくば市未来構想が掲げる「目指すまちのすがた」や「2030年の未来像」の実現を目指すとともに、実証実験等への協力を通じて市民生活の向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

3 対象者

未来共創に提案ができる者（対象者）は、以下の要件を満たす者とし、大学、企業及び研究機関にあっては、責任者と構成員が明確にされている場合は、部署、研究室等の単位も対象とする。

（１）中学校、義務教育学校（前期課程を除く。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校

（２）企業（スタートアップ※、個人事業主を含む。）及び研究機関

ただし、代表者、役員又は従業員若しくは構成員が、暴力団員又は暴力団関係者である場合及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている場合は、対象外とする。

※市内スタートアップは、以下の全項目に該当する者とする。

（１）本市スタートアップ登録制度に登録している市内企業または創業や移転により提案当該年度内に市内でスタートアップの事業を開始予定である。

（２）ユニークなテクノロジーや製品・サービス、ビジネスモデルを持ち、事業成長のための投資を行い、事業成長拡大に取り組んでいる。

（３）これまでの世界を覆し、新たな世界への変革にチャレンジしている。

- (4) 事業分野がライフサイエンス、ロボット、エネルギー、ナノテクノロジー、物質、材料、情報サービス、環境及び宇宙分野のいずれかに該当する。
- (5) 設立から10年未満である。

4 提案の方法

未来共創への提案の方法は、以下のとおりとし、提案の期間は通年とする。なお、提案にあたっては、提案内容がつくば市の未来構想・戦略プランその他つくば市の計画に掲げられた施策に位置づくかを明らかにするものとする。

(参考：「つくば市未来構想・戦略プラン」について

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/shisei/joho/1005290/1005288.html>)

(1) 提案前の相談対応

対象者は、未来共創への提案にあたり、事前相談シート（様式第1号）を活用し、事前に市へ相談を行うものとする。また、市は、提案内容と未来共創の趣旨や目的との合致性を検討し、その結果について対象者に助言するものとする。

(2) 提案における手続き

対象者は、(1) 提案前の相談対応後、以下のア提案書類をイ提出先に、メールにて提出するものとする。

ア 提案書類

- ・企画提案書（様式第2号）
- ・補足資料（既存の企画書等）

イ 提出先

つくば市 政策イノベーション部 科学技術戦略課
メールアドレス：sts02@city.tsukuba.lg.jp

5 提案の受付から方針決定まで

市は、対象者から未来共創に提案があったときは、以下の手順により内容を審査し、未来共創の目的に合致する提案を採択し、採択された対象者（以下、「採択者」という。）の実証実験に協力するものとする。市の担当部署（以下「担当部署」という。）は、提案内容に関係する部署とする。

- (1) 提案を受付
- (2) 提案内容を確認
- (3) 対応方針（採択・不採択）を決定
- (4) 対象者に結果通知（様式第3号）を通知

※ (1) から (4) までに、通常2ヶ月程度を要する。

6 実証実験の実施期間

実証実験の実施期間は、採択結果の通知日から、通知日の属する年度の末日までとする。

ただし、実証実験の内容等により、この期間に実施することが難しい場合は通知日から 365 日を超えない範囲で期間を設定することができるものとする。

7 市の協力内容

採択者の実証実験に対して、市が協力する内容は以下のとおりとする。なお、原則として、費用負担は行わない。

- (1) フィールド提供
- (2) PR、広報支援
- (3) 施設、モニターの斡旋
- (4) 大学、研究機関等への技術相談の斡旋等
- (5) その他、市が必要と認めるもの

なお、市は、実証実験終了後も引き続き市内での社会実装に取り組む採択者に対しては、市の各種支援等施策を活用して、継続的な支援を行う。

8 実証実験の実施

(1) 実証実験の内容の調整等

採択者は、実証実験の実施に当たって、事前に、法律等の専門家等から実証実験の実施に対する法律面、安全面、倫理面等について意見聴取を行った上で、担当部署、実証実験で使用する施設等の管理者、モニターその他の当該実証実験の関係者間において、実証実験の計画を調整するものとする。

(2) 実証実験の書類の提出

(2) - 1 実施前

採択者は、調整の結果、実証実験を行う見通しが立ったときは、担当部署に対し、以下を速やかに提出する。

ア 実証実験の内容及び誓約事項（様式第 4 号）

イ 実証実験概要書（様式第 5 号）

(2) - 2 終了後

採択者は、計画した実証実験がすべて終了した場合は、担当部署へ、終了した日から 30 日以内に、実績報告書（任意様式）、実績概要報告書（様式第 6 号）、及び実験に関する写真 1 枚を提出する。

(3) 実証実験にあたっての留意事項

ア 採択者は、遵守すべき法律・倫理指針、担当部署の指示等を遵守する

こととし、市が遵守状況を調査することや倫理審査等の実施を依頼する場合は、必ず応じるものとする。

- イ 市は、以下の場合、実証実験の計画変更、中止、採択取消をできるものとする。
 - ①法律面、安全面、倫理面等における妥当性が確認されない場合
 - ②新型コロナウイルスによる緊急事態宣言等の社会的制約を受けると判断した場合
 - ③災害等が発生した場合
 - ④実証実験を行うことにより、他人に危害を及ぼし、若しくは損害を与える恐れがあると認める場合
- ウ 実証実験は、原則として公開するものとする（（２）に示す実証実験の書類や撮影した写真、及び動画での公開を含む）。ただし、公開することが個人情報の漏えい、特許出願を予定している発明の新規性の喪失その他の不利益につながる恐れがある場合は、この限りでない。
- エ 採択者は、実証実験の実施前に、実証実験で使用する施設等の管理者及びモニターに対し、事前に、実証実験の内容、想定されるリスク、安全対策、事故が起きた場合の補償等について書面で説明し、同意書を徴しておくものとする。
- オ 実証実験に起因する事故については、採択者がその責任を負い、誠意を持って被害者に対応するものとする。なお、これにより生じた損失は、採択者の負担とする。

附則

この要項は、平成 31 年 4 月 15 日から施行する。

附則

この要項は、令和 3 年 10 月 15 日から施行する。

附則

この要項は、令和 6 年 4 月 30 日から施行する。

附則

この要項は、令和 7 年 6 月 16 日から施行する。

処理フロー

